第一 国の責務等

国は、 空家等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務等を有するものとすること。

(第三条関係)

二 地方公共団体の責務

1 市 町 村は、 空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関

て必要な措置を適切に講ずるよう努めなければならないものとすること。 (第四 · 条 第 項関

係

2 都道府県は、 空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町

村が講ずる措置について、 当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、 市町村相互間の連絡調

整その他必要な援助を行うよう努めなければならないものとすること。 (第四条第二項関係)

空家等 の所有者又は管理者 (以下「所有者等」という。)は、 周辺の生活環境に悪影響を及ぼさない

三

よう、 空家等の適切な管理に努めるとともに、 国又は地方公共団体が実施する空家等に関する施策に協

力するよう努めなければならないものとすること。

(第五条関係)

第二 基本指針

基本指導 針に定める事項として、 所有者等による空家等の適切な管理について指針となるべき事 項を追加

するものとすること。

(第六条第二項第三号関係)

第三 空家等対策計画

空家等対策計画に、 次に掲げる区域内の区域であって、 当該区域内の空家等の数及びその分布 の状況

その活 用 の状況そ の他の状況 からみて当該区域における経済的社会的 活動 \mathcal{O} 促進 のために当該 区 域 內

 \mathcal{O} 空家等及び空家等 \dot{O} 跡 地 の活 用が必要となると認められる区域 (以 下 「空家等活用 促 進区 域 という。

並びに当該空家等活用促進区域における空家等及び空家等の跡地の活用の促進を図るための指針 以

下 「空家等活用促進指針」という。)に関する事項を定めることができるものとすること。

1 中心 市 街地の活性化に関する法律第二条に規定する中心市街地

2 地域再生法第五条第四項第八号に規定する地域再生拠点

3 地 域 再生法第五 条第四 |項第十 号に規定する地 域 住宅団 [地再生区 域

4 地域における歴史的 風致の維持及び向上に関する法律第二条第二項に規定する重点区域

5 1 から4までに掲げるもの のほか、 市 町村におけ る経済的社会的活動の拠点としての機能を有する

区域として国土交通省令 総務 省令で定め る区 域 (第七条第三項関係)

空家等活用促進指針には、 おおむね次に掲げる事項を定めるものとすること。

1 空家等活用促進区域における空家等及び空家等の跡地の活用に関する基本的な事項

2 空家等活用促進区域における経済的社会的活動 の促進のために活用することが必要な空家等の種類

及び当該空家等に つい て誘導すべき用途 (第六の一 0 1及び第六の三において 「誘導用途」 という。

)に関する事項

3 1及び2に掲げるもののほか、 空家等活用促進区域における空家等及び空家等の跡地の活用を通じ

た経済的社会的活動の促進に関し必要な事項

(第七条第四項関係)

 \equiv 空家等活用促進指針には、 二に掲げる事 項のほか、 特例適用建築物 (空家等活用促進 区域内 の空家等

に該当する建築物 又は空家等の 跡 地 に新築する建築物 をい . う。 以下同じ。)について建 築基 準法第四 十

三条第二項 (第一号に係る部分に 限 る。 四において同じ。 0) 規定又は同法第四十八条第 項 か ら第十

三項まで(これらの規定を同法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。 七及び第六

の二の2にお いて同じ。) の規定のただし書の 規定の適用を受けるための要件に関する事項を定めるこ

とができるものとすること。

(第七条第五項関係)

匹 三の建築基準法第四十三条第二項の規定の適用を受けるための要件 (七及び第六の二の1にお 7 . て 「

敷地特例適用要件」という。)は、 特例適用建築物 (その敷地が幅員一・八メートル以上四メート · ル 未

満 の道 (同法第四十三条第一項に規定する道路に該当するものを除く。) に二メートル以上接するもの

に限る。)について、 避難 及び 通行の安全上支障がなく、 かつ、 空家等活用促進区域 内 に お ける経 済的

社会的 活 動 \mathcal{O} 促進 及び市街 地 \mathcal{O} 環境 の整備改善に資するものとして国土交通省令で定め る基 準 を参 酌 L

て定めるものとすること。

五.

(第七条第六項関係)

市町村は、一に規定する事項を定めるときは、 あらかじめ、 当該空家等活用促進区域内の住民の意見

を反映させるために必要な措置を講ずるものとすること。

(第七条第七項関係)

六 市 町村 (指定都 市 及び 中核市 を除く。)は、一に規定する事項を定める場合において、 市街 化 調 整区

域 $\widehat{\mathcal{O}}$ 区 域を含む空家等活 用 促進 区 域を定めるときは、 あら かじめ、 当 該 空家等活用 促進 区 域 \mathcal{O} 区 域 及び

空家等活用促進指針に定める事項について、 都道府県知事と協議をしなければならないものとすること。

(第七条第八項関係)

七 市 町 村 は、 空家等 活用 促 進指 針 に 敷 地 特 例適 用 要件に関する事 項又は三の 建築基準 法 第四 + 八 条第

項 から第十三項までの規定のただし書 の規定の適用を受けるための要件 (以 下 「用途特 例適用要件」 لح

いう。 に関する事項を記載するときは、 あらかじめ、 当該事項について、 特定行政庁と協 議 をし なけ

れ ばならない ものとすること。この場合に おい て、 用途特例 適 用 要件に関する事項につ ۲, ては、 当 該 特

定行政庁の同意を得なければならないものとすること。

(第七条第九項関係

八 七 \mathcal{O} 規定に より 用 途 特 例 適 用 要件に関する事項につい て協議を受けた特定行政庁 は、 特例 適 用 建 築物

を用途特 例 適用要件に適合する用途に供することが空家等活用促進区域における経済的 社会的活 動 \mathcal{O} 促

進 のためにやむを得ない ものであると認めるときは、 同意をすることができるものとすること。

(第七条第十項関係)

九 空家等 対策計 画 $\widehat{}$ に規定する事 項が 定められ たも のに . 限 る。 第六の ___ 0) 1及び第六の三に お 7 て同

ľ, は、 都市 計 画法第六条 の 二 \mathcal{O} 都 市 計 画 区 域 \mathcal{O} 整 備 開 発及 び 保. 全 一の方針 及び 同 法 第十 凣 の二の

市 町村 \mathcal{O} 都市計画 に関する基本的な方針との 調 和が保たれたものでなければならないものとすること。

第四 空家等の調査

市町村長は、 特定空家等に対する助言、 指導、 勧告又は命令の施行に必要な限度において、 空家等の

所有者等に対し、 当該空家等に関する事項に関し報告させることができるものとすること。

(第九条第二項関係)

市町村長は、 この法律の施行のために必要があるときは、 空家等に工作物を設置している者に対して

空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができるものとすること。

(第十条第三項関係)

第五 空家等の適切な管理に係る措置

適切な管理が行われていない空家等の所有者等に対する措置

1 市 町 村長は、 空家等が適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該

当することとなるおそれのある状態にあると認めるときは、 当該状態にあると認められる空家等 以

下「管理不全空家等」という。)の所有者等に対し、基本指針(第二に掲げる事項に係る部分に限る。

に即 当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な措置

をとるよう指導をすることができるものとすること。

(第十三条第一項関係)

2 市 町 村長は、 1の規定による指導をした場合において、なお当該管理不全空家等の状態が改善され

ず、 そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれが大きいと認めるときは、 当該指導

立木竹の伐採その他の当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとな

をした者に対し、

修繕、

ることを防止するために必要な具体的な措置について勧告することができるものとすること。

(第十三条第二項関係)

一 空家等の管理に関する民法の特例

1 市町村長は、 空家等につき、 その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、 家庭裁判所に

対し、 民法の規定による不在者 の財産 の管理に必要な処分の命令又は相続財 産の清算人の 選任 の請求

をすることができるものとすること。

(第十四条第一項関係

2 市 町 村長は、 空家等につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、 地方裁判所に

対し、 民法の規定による所有者不明建物管理命令の請求をすることができるものとすること。

3 市 町 村長は、 管理不全空家等又は特定空家等につき、 その適切 な管理の ため特に 必 要が あ ると 認め

るときは、 地方裁判所に対し、 民法の規定による管理不全土地管理命令又は管理不全建物管 理命· 令の

請求をすることができるものとすること。

(第十四条第三項関係

第六 空家等の活用に係る措置

一 空家等の活用に関する計画作成市町村の要請等

1 空家等対策計 画を作成 入した市 計时村 (以 下 計 画作成市町村」 という。 の長は、 空家等活用促進区

域 、内の空家等(第三の二の2に規定する空家等の種類に該当するものに限る。 一において同じ。)に

つい て、 当該空家等活用促進区域内の経済的社会的活動の促進のために必要があると認めるときは、

当該空家等の所有者等に対し、 当該空家等について空家等活用促進指針に定められた誘導 用途に供す

るため、 に 必要な措置を講ずることを要請することができるものとすること。 (第十六条第 項 関 係

2 計 画 作 成 市 町 村 の長は、 1 0) 規定による要請をした場合において、 必要が あると認 めるときは、 そ

 \mathcal{O} 要請を受けた空家等の所有者等に対し、 当該空家等に関する権利の処分についてのあっせんその他

の必要な措置を講ずるよう努めるものとすること。

(第十六条第二項関係

一 建築基準法の特例

1 空家等対策計 画 (敷地特例適用要件に関する事項が定められたものに限る。) が公表されたときは

当該公表の日以後は、 特例適用建築物に対する建築基準法第四十三条第二項第一号の規定の適用に

ついては、 敷地特例適用要件に適合する特例適用建築物を、 同号の規定による認定の対象とするもの

とすること。

(第十七条第一項関係

2 空家等対策計 画 (用途特例 適用要件に関する事 項が定められたものに限る。 が公表され たときは

当該公表の日以後は、 特例 適 用建築物について、 用途特例適用要件に適合すると認めて建築基準法

第四十八条第一項から第十三項までの規定のただし書の許可をすることができるものとすること。

(第十七条第二項関係)

空家等の活用の促進についての配慮

三

1 都道 府 県知事 は、 空家等対 策計 画に記載された空家等活用促進区域 (市街化調整区域に該当する区

域に限る。 内の空家等に該当する建築物について、 当該建築物を誘導用途に供するため都市計画法

第四十二条第一項ただし書又は第四十三条第 \mathcal{O} に限る。 を求 められたときは、 第三の 六の 協 項の許可 議 \mathcal{O} 結果を踏まえ、 (いずれも当該建 当該 **않建築物** 築物の 用途 の誘 導用途としての の変更に係るも

活用の促進が図られるよう適切な配慮をするものとすること。 第十八条第 項関係)

2 1 に定めるもののほか、 国の行政機関の長又は都道府県知事は、 空家等対策計画に記載され た空家

等活用促進 区域内の空家等について、 当該空家等を誘導用途に供するため農地法その 他の法律 \mathcal{O} 規定

による許 可その 他 0 処分を求められたときは、 当該空家等の活用 \mathcal{O} 促進が図られるよう適切 な 配 慮を

するものとすること。

(第十八条第二項関係)

四 地方住宅供給公社等の業務の特例

1 地方住宅供給公社は、 空家等活用促進区域内において、 計画作成市町村からの委託に基づき、 空家

等の活 用 のために行う改修、 当該改修後の空家等の賃貸その他 の空家等の活用に関する業務を行うこ

とができるものとすること。

(第十九条第一項関係

2 独 立行 政 法人都市再生 機 構 は、 計 画 作成市町村 からの委託に基づき、 空家等活 用 促 進 区 域 内 に お け

る空家等及び空家等の跡地の活用により地域における経済的社会的活動の促進を図るために必要な調

査 調整及び技術 の提供の業務を行うことができるものとすること。

(第二十条関係)

独 立行 政法人住宅金融支援機 隣は、 市 町 対又は第八の一の 1に規定する空家等管理活用支援法 人か

3

5

の委託に基づき、 空家等及び空家等の跡地の活用 の促進に必要な資金の融通に関する情報 の提供そ

 \mathcal{O} 他の援助を行うことができるものとすること。

(第二十一条関係)

第七 特定空家等に対する措置

てその措置を命ぜられるべき者

市 町村 長は、 特定空家等の所有者等に対して必要な措置を命じようとする場合において、 過失がなく

(一及び二において「命令対象者」という。)

を確知することができな

いとき(過失がなくて助言若しくは指導又は勧告が行われるべき者を確知することができないため命令

を行うことができないときを含む。)は、 市町村長は、当該命令対象者の負担において、その措置 を自

ら行い、 又はその命じた者若しくは委任した者 (一及び二において「措置実施者」という。) にその措

令対象者においてその措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは 置を行わせることができるものとすること。この場合においては、 市町村長は、 その定めた期限 市 町 村 長又 内 は に 措 命

置実施者がその措置を行い、 当該措置に要した費用を徴収する旨を、 あらかじめ公告しなければならな

いものとすること。

(第二十二条第十項関係)

市町村長は、 災害その 他非常の場合において、 特定空家等が保安上著しく危険な状態にある等当 該特

定空家等に関し緊急に除却、 修繕、 立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置

をとる必要があると認めるときで、 当該措置をとることを命ずるいとまがないときは、 当該特定空家等

に係る命令対象者 の負担において、 その措置を自ら行い、 又は措置実施者に行わせることができるもの

とすること。

(第二十二条第十一項関係)

三 一及び二の規定により負担させる費用の徴収については、 行政代執行法第五条及び第六条の 規定を準

用するものとすること。

(第二十二条第十二項関係)

第八 空家等管理活用支援法人

一 空家等管理活用支援法人の指定等

1 市 町 村長は、 特定非営利活動法人、 一般社団法人若しくは 一般財団法人又は空家等の管理若しくは

活用を図 る活動を行うことを目的とする会社であって、 2に掲げる業務を適正かつ確実に行うことが

できると認められるものを、 その申請により、 空家等管理活用支援法人(以下「支援法人」という。

として指定することができるものとすること。

(第二十三条第一項関係

2 支援法人は、次に掲げる業務を行うものとすること。

(1)空家等の所有者等その他空家等の管理又は活用を行おうとする者に対し、 当該空家等の管理又は

活用の方法に関する情報の提供又は相談その他の当該空家等の適切な管理又はその活用を図るため

に必要な援助を行うこと。

(2)管理又は活用のため必要な事業又は事務を行うこと。 委託 に基づき、 定期的な空家等の状態の 確認、 空家等の活用のために行う改修その他の空家等の

③ 委託に基づき、空家等の所有者等の探索を行うこと。

④ 空家等の管理又は活用に関する調査研究を行うこと。

⑤ 空家等の管理又は活用に関する普及啓発を行うこと。

(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、 空家等の管理又は活用を図るために必要な事業又は事務を行

うこと。

(第二十四条関係)

市町村長は、 支援法人からその業務の遂行のため空家等の所有者等を知る必要があるとして、空家

等の所有者等に関する情報の提供の求めがあったときは、 あら かじめ本人の同意を得て、 当該空家等

 \mathcal{O} 所有者等の探索に必要な限度で、 当該支援法人に対し、 情報を提供するものとすること。

(第二十六条第二項及び第三項関係)

二 空家等対策計画の作成の提案等

1 支援法人は、 その業務を行うために必要があると認めるときは、 市町村に対し、 空家等対策計画の

作成等をすることを提案することができるものとすること。

(第二十七条第一項関係

2 1 \mathcal{O} 規定による提案を受けた市町村は、 当該提案に基づき空家等対策計画の作成等をするか 否かに

ついて、 遅滞なく、 当該提案をした支援法人に通知するものとすること。 (第二十七条第二項関係)

三 相続財産清算人の選任の請求等の要請

1 支援法人は、 空家等、 管理不全空家等又は特定空家等につき、 その適切な管理のため特に必要があ

ると認めるときは、 市町村長に対し、 第五 の二の規定による請求をするよう要請することができるも

のとすること。

(第二十八条第一項関係)

2 市町村長は、 1の規定による要請があった場合において、必要があると認めるときは、 第五の二の

(第二十八条第二項関係)

第九 その他

その他所要の改正を行うものとすること。

第十 附則

この法律は、 一部の規定を除き、 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める

日から施行するものとすること。

(附則第一条関係)

二 所要の経過措置を定めるものとすること。

、附則第二条、第三条及び第六条関係)

 \equiv この法律の施行状況に関する検討規定を設けるものとすること。

(附則第四条関係)

四 その他所要の改正を行うものとすること。

(附則第五条、第七条及び第八条関係)